

(様式)

定期監査結果の対応について (回答)

項 目	指示事項	対 応
●平成 20 年度第 2 回監査指摘事項		
①平成 19 年度請負契約について	入札参加者の範囲を拡大する等、適正な競争による入札方法を検討されたい。	平成 20 年度からは、価格と建設工事の品質を総合的に評価する総合評価入札方式を試行するなど、適正な競争に努めている。
②敬老会補助金について	補助金の目的を達成するには、どのような方法が適当であるのか整理することが必要である。	11 月の自治会長会評議員会で補助金制度の見直し案を提示し、補助金の廃止（総務課自治会補助金との統合）も視野にいて、見直しを行う。
③校長に交付している補助金について	児童通学費補助金、修学旅行引率補助金は、平成 19 年度では学校長名で申請・交付をしている。町補助金規則によると、補助金は町以外のものに対して交付するものである。	監査委員の指摘により平成 20 年度から次のように交付済み。 ・児童通学費補助金→教育総務課が通信運搬費により定期券を購入し、対象者へ交付 ・修学旅行引率補助金→引率代表者が申請し交付
●平成 21 年度第 1 回監査指摘事項		
①電気設備関係の点検及び保守業務について	契約件数が多く、契約金額もかなりの額となっている。日常の電気トラブルに早急に対応するためにも町で電気技術者の雇用を検討されたい。	電気事業法により、事業者（保安協会、個人事業者）ではない者が管理できるのは 6 施設までであり、6 施設の委託料と人件費を比較した場合、委託料の方が安価であると思われるため現行どおりとする。 <b>【参考】</b> ※H21 契約 大栄地区：7 箇所 1,828,050 円

(様式)

②委託契約書の不備について (1)北条農村環境改善センターの警備保障請負契約について	平成3年10月1日に締結した契約が現在まで自動更新されている。契約更新時に契約内容、契約金額の変更の検討がされていないと思われる。また、契約者名を変更するのが適当である。	次期更新時に検討し、変更する。
②委託契約書の不備について (2)緊急通報体制等整備事業契約について	緊急通報体制等整備事業契約書の契約者名の更新が必要ではないか。	平成21年9月末に事業廃止に伴い、契約解除を行いました。更新の必要性はありません。